

国民年金保険料について

問い合わせ

本庁町民課国保年金係  
総合支所保健福祉課福祉係

☎ (56) 2222  
☎ (58) 7071

## ◆平成19年度の国民年金保険料は

# 月額14、100円です。

## 国民年金保険料の割引制度をご利用ください。

■平成19年度の国民年金保険料は月額14、100円です。

国民年金の第1号被保険者の皆様には、4月上旬に平成19年度分の国民年金保険料納付案内書を送付します。

平成19年度の国民年金保険料は月額14、100円、1年分169、200円です。保険料は必ず納付期限までに納めるようにしましょう。

■前納制度や口座振替の早割制度は保険料が割引になるためお得です！

1年分の保険料をまとめて納める「1年前納制度」を利用すると、保険料が年間で3、000円割引になります。

前納の納付書は、4月上旬送付される平成19年度分の納付案内書に同封しています。

1年前納の期限（平成19年5月1日）までに、金融機関、コンビニ、または、お近くの社会保険事務所で納付してください。

■月々の口座振替を通常より早く引き落とす「口座振替の早割制度」届出をすることで、毎月の保険料が50円割引になります。

1ヵ月分の保険料が、通常14、100円のところ、早割制度だと14、050円になります。

■20歳以上の学生の皆様へお知らせです。毎年4月になったら国民年金の「学生納付特例」の届出を忘れずに。

20歳以上の人は、学生であっても国民年金への加入、及び保険料の納付義務があります。しかし、学生は収入が少なく学費などもかかるため、毎月14、100円の国民年金保険料の納付は困難な場合があります。そのような時には、国

民年金の「学生納付特例」の申請をしてください。申請は、毎年4月（または20歳になったとき）に行う必要がありますので、まだ申請されていない人は、すみやかに申請を行ってください。

問い合わせ…

■島田社会保険事務所  
☎ (36) 2215

■社会保険庁  
ホームページ  
<http://www.sia.go.jp/>

\*または、役場問い合わせ先までお電話ください。

## お知らせ「金融機関の変更手続きについて」

本庁出納室 ☎ (56) 2228

大井川農協の地名・抜里・身成支店が合併して、川根南支店に変わりました。

これに伴い、役場から町民みなさんへの振込みや引落としについて、地名または抜里支店から「川根南支店」の口座へと自動的に切替ります。

振込み・引落としの金融機関について変更を希望される場合は手続きが必要になりますので、右の問い合わせ先までご連絡ください。

(今のままで良い場合は必要ありません)

■振込みに関する問い合わせ

各種支払い・医療費等…出納室 ☎ (56) 2228

■引き落としに関する問い合わせ

税金・各使用料など…… 税務課 ☎ (56) 2223

介護保険料について…… 健康増進課 ☎ (56) 2224

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。